

岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務委託仕様書

岩手県立水沢高等学校における危険木伐採処理業務委託は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 委託業務名

岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務

2 業務内容

別紙配置図で指定された樹木を伐採するとともに、幹材及び枝条等は関係法規に基づき最終処分場へ引き渡し処分をすること。

なお、幹材等の処分にあたって、有効活用（薪燃料、チップ等）の制限をおこなうものではないが、その場合にあっても関係法規等を遵守すること。

3 履行場所

奥州市水沢字龍ヶ馬場 5 番地 1 県立水沢高等学校校地内
別紙配置図のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 22 日(木)まで

5 作業方法及び一般事項

この作業の実施にあたり、安全については十分な配慮をするとともに、委託者の業務に支障がないよう次の事項について十分に留意して実施すること。

- (1) 従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 作業において、通行人や車両・隣接民家等に対して伐採する樹木等が接触しないように注意するとともに、作業現場に侵入しないよう表示板の設置等を行い、安全を確保すること。
- (3) 作業の安全確保のため、作業員には危険防止のための指導及び装備を着用させること。
- (4) 伐採した幹・枝等は、関係法規に基づき場外廃棄処分をすること。
- (5) 作業時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (6) 作業開始時及び終了時には、その旨を発注者に報告すること。
- (7) 作業機械及び車両の使用にあたっては、始業時の点検を十分に行うとともに安全確認を徹底し、事故が発生しないよう努めること。
- (8) 受託者は、作業箇所の工作物（フェンス等）や周辺住宅、通行車両、通行人等に損害を与えることのないよう細心の注意を払って作業すること。万が一損害を与えた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任と費用をもって賠償を行うこと。
- (9) 作業終了後の後始末は、作業現場や道路等に樹木の幹や枝・葉を残さないよう十分配慮すること。
- (10) 業務が完了した時は、発注者に完了を申し出たうえ確認を受けること。

本業務の実施に伴い疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し取り決めるものとする。

本仕様書に定めのない事項について、実施上疑義が生じたときは、両者において協議するものとする。